あやせローズガーデンサポータークラブ規約

(名称)

第1条 この会は、あやせローズガーデンサポータークラブ(以下「クラブ」という。) と称するものとする。

(目的)

第2条 この会は、あやせローズガーデン(以下「ガーデン」という。)のガーデナー の指揮のもと、ガーデンの維持管理活動を行うとともに、植物の維持管理について の知識を深め、サポーターの技量向上を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 クラブの事務局は、綾瀬市役所みどり公園課に置くものとする。

(会員)

第4条 クラブに入会しようとするものは、事務局の募集を受けて、これに応募し、 事務局の承認を得なければならない。

(資格の喪失)

- 第5条 前条による承認を得た者(以下「サポーター」という。)は、次の事由によって、その資格を喪失するものとする。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 規約を著しく逸脱した行為をしたときその他事務局がサポーターとして相応しくないと判断したとき

(退会)

第6条 サポーターが自らクラブから退会しようとする場合は、1カ月前までに事務 局に申し出るものとする。

(運営)

第7条 クラブの運営及び意思決定は、事務局が行うものとする。

(活動内容)

第8条 サポーターは、ガーデンの維持管理等活動を行う。当該活動はガーデナーの 指示した内容を行うものとする。また、サポーターは、活動以外に講習会に参加す ることができるものとする。

(活動時間)

第9条 活動時間は、原則毎週火曜日の午前10時から正午までとする。ただし、事 務局は天候等により変更することができるものとする。

(最低参加日数)

第10条 サポーターは前期(4月から9月まで)及び後期(10月から3月まで) の各6日以上の活動に参加するものとする。

(用具等)

第11条 サポーターは、作業用手袋、作業靴、作業着等直接身につけるものは持参するものとする。ただし、維持管理活動に伴う備品・用具については、事務局が用意するものとする。

(備品の破損等)

第12条 サポーターは、事務局が提供する備品及び用具を丁寧に扱い、破損又は紛 失等が起こった際には速やかに事務局に報告しなければならない。

(禁止事項)

- 第13条 サポーターは、ガーデンの植物を持ち出すことはできない。
- 第14条 サポーターは、ガーデンのサポーター活動以外の行為(勧誘、販促等)は 行うことができない。

(任期)

第15条 クラブは、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終了するものと する。

(保険)

第16条 サポーターの活動中の怪我については、サポーターに過失がある場合を除き、綾瀬市が加入する保険により対応するものとする。

(その他)

第17条 事務局は、本規約に定めるもののほか、必要な事項を規定した細則を定めることができるものとし、必要に応じ、本規約又はこの細則を変更することが出来るものとする。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。